

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1065号)

平成24年9月13日

横情審答申第1065号

平成24年9月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成24年3月7日健医安第1651号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・平成22年7月30日付健医安第660号の起案文書一式及び施行文書の写し・総人第236号と添付資料一覧の物証（資料1～12の全て）」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成22年7月30日付健医安第660号の起案文書一式及び施行文書の写し・総人第236号と添付資料一覧の物証（資料1～12の全て）」の個人情報を特定して開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成22年7月30日付健医安第660号の起案文書一式及び施行文書の写し（文書事務の手引（平成20年10月版）の5枚の全文に係る文書全て）並びに総人第236号と添付資料一覧の物証（資料1～12の全て）を、の作成に当たりを対象とし、協議、検討、回議等した総人第236号の項目の物証を（資料1～12）、共に開示せよ。」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年11月24日付で行った「平成22年7月30日付健医安第660号の起案文書一式及び施行文書の写し・総人第236号と添付資料一覧の物証（資料1～12の全て）」（以下「本件個人情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件の個人情報本人開示請求書の記載からは、健医安第660号及び総務局が作成して保有している総人第236号の起案文書の一式を請求しているとも読み取れるが、本件請求時に異議申立人（以下「申立人」という。）と健康福祉局健康安全部医療安全課（以下「医療安全課」という。）との間で、本件請求は、医療安全課が現に保有する行政文書に対するものである旨、双方で確認を行っている。医療安全課では、これを前提として、健医安第660号については、起案文書の一式で、本体、案文及び施行文書の写しを、また、総人第236号については、収受文書の一式（総人第236号の施行文書と添付資料（資料1～12））を本件個人情報として特定した。
- (2) 横浜市の文書事務は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以

下「規程」という。)に基づき行われている。

また、文書事務を職員向けにまとめたマニュアルとして文書事務の手引(研修編)(平成20年10月版。以下「手引」という。)がある。

手引では、起案文書は、本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしているが、あくまで原則であって、案件ごとに決裁権者の意思決定に必要な十分な記述を行うとともに、資料としては処理内容の説明に役立つ必要最低限のものを添付することとしており、本件個人情報についても保有する全てを開示している。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。
- (2) 起案文書は、規則、規程、手引等の関係規定に基づき作成しなければならないが、本件個人情報には、起案の要件である本体、案文及び資料がないため、ほかに情報が存在するはずであり、これを開示すべきである。
- (3) 本件個人情報には、案件名、指示、調査等の具体的内容が全く記載されていない。このような文書事務処理は、違法・不当・不作為であると考える。

実施機関は、手引を「単なるマニュアル」としているが、規則及び規程に係る義務規定である。

また、実施機関は、起案文書の添付資料としては処理内容の説明に役立つ必要最低限のものを添付するとしているが、「最低限の資料でよい」との規定はどこにもない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 実施機関の文書事務について

ア 規則第6条第1項では、同条第2項により、口頭により処理することができる場合を除き、事案についての最終的な意思の決定(以下「決裁」という。)は行政文書によって行うものとしている。同条第3項では、行政文書による決裁を要する事案として、「(1)市長が管理し、及び執行する事務事業の方針を決定すること。」、「(7)通知、照会、回答等をする。」等を例示している。また、規程第12条第1項では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとし、同条第5項では、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、

必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならないとしている。

イ 文書事務について具体的な手続を示した手引では、起案文書は、大まかに分けて本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、総務局長から健康福祉局長あてに依頼された平成22年6月24日総人第236号「申立人の主張の特に重要な論点に対する回答について（依頼）」に対して、医療安全課が回答を行う際に作成した平成22年度健医安第660号の起案文書の一式であり、本体、案文及び施行文の写し並びに当該起案文書の一式に含まれている総務局から収受した総人第236号による依頼文及びそれに添付されていた資料一覧（資料1から12まで）で構成されている。

イ 実施機関は、本件請求に対して本件個人情報を特定して開示としている。

(3) 本件個人情報の特定について

ア 実施機関は、本件個人情報はその全てを特定して開示したと説明しているのに対し、申立人は、本件個人情報が起案文書としての処理に必要な記載がなく、関係資料も添付されていないとしてほかに情報が存在するはずであると主張している。以下検討する。

イ 前記(1)のとおり、起案の目的は、地方公共団体としての市又はその機関の意思を決定し、これを具体化する原案を作成することであり、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付することとされている。

具体的には、事務担当者が組織の処理方針に従い起案文書を作成するに当たり、本文にどのような事項を付記し、施行案を作成し、参考資料を添付するかについては、事務担当者が起案をしようとする事案の内容及び性質を踏まえ、個別具体的に判断し、最終的には決裁権を有する者の承認を得る手続となっている。

ウ そこで、当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件個人情報には、起案用紙に本文として起案の趣旨、経過、今後の予定等が記載されていた。また、案文として健康福祉局の見解、対応等を記載した健康福祉局長から総務局長あての回答案及びその施行文書の写し並びに資料として総務局長から健康福祉局長あての依頼文が添付資料とともに綴られていることが認められた。さらに、当該起案は、決裁権者である健康福祉局長の承認を得ていることが認められた。

エ 以上のとおり、前記イで述べた起案の目的及び手続並びに本件個人情報の内容を併せ考えると、本件個人情報の保有する全てを特定して開示したという実施機関の主張は是認し得るところである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を特定して開示とした決定は、妥当である。

( 第一部会 )

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年3月7日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・諮問の報告
平成24年3月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年3月22日 (第203回第一部会) 平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・諮問の報告
平成24年6月14日 (第208回第一部会)	・審議
平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・審議
平成24年7月12日 (第210回第一部会)	・審議
平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・審議